

事業名	
研究タイプ	
研究開発課題名	
研究開発機関名	
従事者名	

従事率を求める場合には下記のとおり算出します。

- (B)JST委託研究の全従事時間÷(A)本業もJST委託研究も双方を含んだ全従事時間時間
- (B)所定内労働時間のうちJST委託研究の従事時間÷(A)所定内労働時間

1. については、時間の把握の出来る一般職員(残業手当あり)を想定し、2. については、時間外の考え方がない、管理職、役員を想定しています。なお、フレックスの場合には、必ず上記1で算出してください。

なお、上記A、Bについては、研究機関の給与÷日と対応することとします(月の途中で日を迎える場合には、暦月単位の経理様式11に、日毎の時間を記載してください)

給与月と社会保険料の控除月は同じでかまいません。
※実際には、4月に支払う社会保険料事業主負担分は3月分ですが、証拠書類の整備の簡便化のため、給与支給月と同月の社会保険料の適用します。

給与支給対象期間(※2)	全従事時間(A)	うち委託研究従事時間(B)	従事率(1%未満切捨て)	基本給	各種手当(※3)	通勤手当	時間外手当	社会保険料等事業主負担分	人件費合計	うち委託研究費計上額(円未満切捨て)	計上額のうち通勤手当相当額(円未満切捨て)	消費税相当額(円未満切捨て)
4月分	168.00 時間	25.00 時間	14%	250,000円	30,000円	4,500円	64,500円	44,550円	393,550円	55,097円	630円	4,357円
5月分	168.00 時間	50.00 時間	29%	250,000円	30,000円	4,500円	64,500円	44,550円	393,550円	114,129円	1,305円	9,025円
6月分	168.00 時間	50.00 時間	29%	250,000円	30,000円	4,500円	64,500円	44,550円	393,550円	114,129円	1,305円	9,025円
賞与(※1)												
7月分	168.00 時間	50.00 時間	29%	250,000円	30,000円	4,500円	64,500円	44,550円	393,550円	114,129円	1,305円	9,025円
8月分	168.00 時間	50.00 時間	29%	250,000円	30,000円	4,500円	64,500円	44,550円	393,550円	114,129円	1,305円	9,025円
9月分	168.00 時間	50.00 時間	29%	250,000円	30,000円	4,500円	64,500円	44,550円	393,550円	114,129円	1,305円	9,025円
10月分	168.00 時間	50.00 時間	29%	250,000円	30,000円	4,500円	64,500円	48,000円	397,000円	115,130円	1,305円	9,106円
11月分	168.00 時間	50.00 時間	29%	250,000円	30,000円	4,500円	64,500円	48,000円	397,000円	115,130円	1,305円	9,106円
12月分	168.00 時間	50.00 時間	29%	250,000円	30,000円	4,500円	64,500円	48,000円	397,000円	115,130円	1,305円	9,106円
賞与(※1)												
1月分	168.00 時間	50.00 時間	29%	250,000円	30,000円	4,500円	64,500円	48,000円	397,000円	115,130円	1,305円	9,106円
2月分	168.00 時間	50.00 時間	29%	250,000円	30,000円	4,500円	64,500円	48,000円	397,000円	115,130円	1,305円	9,106円
3月分	168.00 時間	50.00 時間	29%	250,000円	30,000円	4,500円	64,500円	48,000円	397,000円	115,130円	1,305円	9,106円
4月分	168.00 時間	25.00 時間	14%	250,000円	30,000円	4,500円	64,500円	48,000円	397,000円	55,580円	630円	4,396円
計	2184.00 時間	600.00 時間	27%	3,250,000円	390,000円	58,500円	838,500円	603,300円	5,140,300円	1,372,102円	15,615円	108,514円

→消費税相当額の計上は直接経費のみ(企業負担不可)

※1:賞与については、賞与算定期間における全従事時間から従事率を算出してください。人件費予算を満たしている場合には、無理に計上いただく必要はありません。

◀例> 賞与支給月[支給額]:7月[50万円] 賞与算定期間[うち全従事時間]:1~6月[960時間] 委託研究従事期間[うち委託研究従事時間]:4~6月[240時間]
50万円 × 240/960時間 = 12.5万円

※2:給与支給期間と給与の関係については、集計作業の簡便化のため、給与日を単位としてください。

例:3/26~4/25までの給与を4月分として4/30に支払う場合→給与支給対象期間の4月分の欄に、4/30支給給与の金額を記載

(A)の全従事時間は、給与支払の元となった研究機関で従事した全ての時間を記載(残業手当の時間を含む)

(B)のうち委託研究従事時間は、給与日単位の時間の中で、JSTの委託研究に従事した時間を記載

※(B)は、(A)のうち数になりますので、(A)の従事時間に計上されていない時間は(B)に計上できません。

※3:各種手当は、原則として、扶養手当、住居手当等、健康保険の報酬月額算定に含まれるものを対象とします。祝金、見舞金、持ち株会奨励金等は認められません。

◎ 人件費を直接経費にて計上している場合には、消費税相当額を、直接経費(予算費目:その他)として計上することが可能です。

(企業負担で消費税相当額を計上することはできません)